

令和6年度 上天草市“ナナメ上”総合観光プロモーション業務
コンペ仕様書

1 業務の目的

本市の期待を超える魅力を、「ナナメ上」な要素を取り入れた効果的な情報発信を行い、本市の認知度及び興味関心を向上させるとともに、観光客やふるさと納税の寄附額等を促進させ、更には継続的に本市を応援してくれる関係人口の創出を目的に実施する。

2 業務内容

(1) 都市圏在住者に向けた情報発信

ア 市のプロモーション動画を活用し、SNS等で都市圏（東京都及び大阪府等）に向けて情報発信を行うこと。なお、効果的な発信方法について、提案するものとし、予算の範囲内で新たにPR動画を制作することも可能とする。ただし、その場合、内容については市と協議の上、決定すること。

【既存動画】※動画ごとに制約有

- ・PARAISO感動島物語
- ・弱虫ペダル×上天草ペダル旅 ※テレビCM使用不可。
- ・ナナメ上上天草。「上天草市で奇跡体験!」
- ・上天草市×女子旅「福島福子バカンス」※テレビCM使用不可。
- ・上天草市×家族旅「旅旅上天草」 ※テレビCM使用不可。

イ 本市の公式Instagramアカウント（ふるさと納税）を活用し、観光スポット、体験及び特産品等、本市の魅力をPRする記事を投稿すること。また、継続的な投稿ができるよう記事のシナリオ及びテンプレートを作成し納品すること。更には、フォロワー獲得に向け、定期的にプレゼントキャンペーン等を行うこと。なお、シナリオ及び投稿するテンプレート（イメージ）は提案するものとし、内容の詳細については、市と協議の上、決定すること。

(2) PRイベント等の開催

以下のイベントを開催すること。なお、イベントの詳細については、市と協議の上、決定すること。

ア 上天草市独自イベントの開催

博多駅前広場を利用して上天草市の観光情報等のPRイベント（5～6社程度の事業者を巻き込んだ特産品等の物販含む。）を2日以上開催すること。

イ ふるさと納税寄附者交流イベントの開催

キッチンスタジオ等（福岡県）を活用し、30～50人規模で特産品を用いた料理教室を行い、生産者のこだわりや本市の魅力を伝えるPRイベントを1回以上開催すること。

(3) 販促物等の制作

ア 本市の観光及びふるさと納税の返礼品等を紹介するパンフレットを制作すること。

- ・サイズ：A5サイズ
- ・ページ数：見開き8ページ程度（フルカラー）
- ・部数：5,000部程度

イ (2)で配布する販促物を制作すること。内容及び数量については市と協議の上、決定すること。

【想定する販促物】

二次元バーコード等を付し、専用サイトに誘導できる販促物。気軽に配布できるポケットティッシュや絆創膏等3000個程度の制作を想定している。

ウ (2)のイベント出展時に使用するブース装飾品を制作すること。
(のれん、腰巻、バナースタンド等全体的に統一感のあるものとする。)

(参考) ※過去イベントに出展した際の什器等のサイズは以下のとおり。

- ・ブースサイズ：幅3.0m×奥行3.0m×高さ2.7m
- ・長テーブル：幅1800mm×奥行600mm×高さ700mm

(4) 業務計画の策定

本市の観光シーズンやイベント、特産品の旬等の特性を踏まえ、業務期間におけるプロモーション内容、規模（費用を含む。）及びスケジュール等を示すこと。

(5) 成果報告書の作成

プロモーションごとの効果を測定し、検証するとともに、必要に応じて改善策の検討を行うこと。

(6) その他

その他、予算の範囲内において、効果的な情報発信につながる、想像を超える、独自の企画がある場合は提案すること。

3 業務期間

契約締結の日の翌日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務完了報告

- (1) 納入成果物
業務完了後、速やかに次に掲げる書類を提出すること。
 - ア 実績報告書（紙媒体（1部）及び電子データ）
本仕様書に記載した業務の実績が分かる資料
 - イ 業務完了届（紙媒体1部のみ）
 - ウ 業務内容に明記する、制作物・物品・販促物等
- (2) 納入先
上天草市 経済振興部 観光おもてなし課

5 その他

本業務で制作した販促物及びテンプレート等の著作権については、業務終了後、市に帰属させること。

なお、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議し、これを解決すること。